

議案第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

昨今の社会経済情勢を反映した人事院の勧告に鑑み、一般職の職員の給料及び手当を改定し、国及び他の地方公共団体の職員との給与の均衡を図る必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項中「55 歳を超える職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものの第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、2 号給を超えない範囲内で勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

第 9 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号までに掲げるいずれかの扶養親族」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)」に改め、「、同項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第 5 項中「増減」を「数の変更」に改める。

第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第 11 条第 1 項中「の各号」を削り、同条第 2 項中「(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を削り、同項第

1号中「という。)」を「という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「定める額」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加え、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条第1項中「翌日」を「翌日の」に改める。

第16条の2第1項中「受ける職員」の次に「(以下「管理職員」という。)」を加え、「(以下「週休日」という。)」を削り、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に規則で定める事務に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める事務に勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内に

において規則で定める額

第 17 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」を「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 70」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「6 月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25」を「100 分の 50」に改める。

第 18 条の 2 中「、第 9 条及び第 10 条の 2」を「及び第 9 条」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

(給 料 表)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	

14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300

44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	

74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		

	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年羽
曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 中「、第 5 条」を削る。

(羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和 3 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、第 11 号及び第 13 号」を「及び第 11 号」に、「、第 16 条の 2 並びに第 18 条」を「並びに第 16 条の 2」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する給与条例第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 95」と、給与条例第 18 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年羽曳野市条例第 382 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 11 条の 2 中「勤務した場合」を「勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に管理者が定める事務に勤務をした場合」に改める。

第 18 条中「、第 5 条の 3」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和 7 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異動した職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の
新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたもの
とした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、
必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の一般職
の職員の給与に関する条例第 9 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重
度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしていない
が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第 3 項中「13,000 円」
とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親
族については 3,000 円(別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級
であるものにあつては、0 円)とする」とし、第 4 条の規定による改正後の企業職員
の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項中
「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者 (5) 配偶者(届出をし
ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(委任)

- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
市長が定める。

(羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条
例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
一部改正)

- 7 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(令和 4 年羽曳野市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

附則第 9 条第 6 項中「第 9 項まで、第 9 条並びに第 10 条の 2」を「第 10 項まで並
びに第 9 条」に改める。

附則第 11 条第 2 項中「、第 5 条」を削る。

附則第 16 条第 2 項中「、第 5 条の 3」を削る。

附則別表(附則第 2 項関係)

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2

26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	

55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		

84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					

113	109					
-----	-----	--	--	--	--	--

新旧対照表

新	旧
<p><u>第 1 条関係</u> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第 5 条 1～5 省略</p> <p>6 <u>55 歳を超える職員(次項に規定する職員を除く。)</u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「2 号給」と、60 歳を超える職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「零」とする。</p> <p>7 <u>別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものの第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、2 号給を超えない範囲内で勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>第 5 条の 2～第 8 条 省略 (扶養手当)</p> <p>第 9 条 1 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)につ</p>	<p><u>第 1 条関係</u> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第 5 条 1～5 省略</p> <p>6 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「2 号給」と、60 歳を超える職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「零」とする。</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>第 5 条の 2～第 8 条 省略 (扶養手当)</p> <p>第 9 条 1 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げるいずれかの扶養親族については 1 人につき 6,500 円(別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円)、同項第 2</p>

<p>いては1人につき6,500円(別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の<u>数の変更</u>に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第10条 省略 (住居手当)</p> <p>第10条の2 1・2 省略</p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</u> (通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「<u>運賃等相当額</u>」という。)</p>	<p><u>号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」<u>という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の<u>増減</u>に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第10条 省略 (住居手当)</p> <p>第10条の2 1・2 省略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの<u>通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「<u>運賃等相当額</u>」<u>という。)</u>。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円</u></p>
--	--

<p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス 省略</p> <p>(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額)及び前項第 2 号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が 150,000 円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>第 12 条～第 14 条 省略 (夜間勤務手当)</p> <p>第 15 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第 16 条 省略 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 16 条の 2 第 8 条第 1 項に規定する管理職手</p>	<p><u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ス 省略</p> <p>(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第 12 条～第 14 条 省略 (夜間勤務手当)</p> <p>第 15 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第 16 条 省略 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 16 条の 2 第 8 条第 1 項に規定する管理職手</p>
---	---

<p>当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第 3 条に規定する週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に規則で定める事務に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額(同項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める事務に勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当)</p> <p>第 17 条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは、「<u>100 分の 70</u>」とする。</p>	<p>当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第 3 条に規定する週休日(以下「週休日」という。)又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当)</p> <p>第 17 条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」と、「<u>100 分の</u></p>
---	--

<p>4～6 省略</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 18 条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、<u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 18 条の 2 第 5 条第 2 項から第 8 項まで及び <u>第 9 条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第 19 条～第 27 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>別表第 1 別紙のとおり</u></p> <p>別表第 2 省略</p> <p><u>第 2 条関係</u></p> <p>単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>	<p><u>127.5</u>』とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>』とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 18 条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 18 条の 2 第 5 条第 2 項から第 8 項まで、<u>第 9 条及び第 10 条の 2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第 19 条～第 27 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p><u>別表第 1 別紙のとおり</u></p> <p>別表第 2 省略</p> <p><u>第 2 条関係</u></p> <p>単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>
---	--

<p>第 16 条の 2 第 4 条及び第 13 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>以下省略</p> <p>第 3 条関係</p> <p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 7 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号から第 9 号まで及び第 11 号、第 8 条、第 9 条、第 10 条の 2、第 13 条から第 15 条まで並びに第 16 条の 2 の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 95」と、給与条例第 18 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」とする。</p> <p>以下省略</p> <p>第 4 条関係</p> <p>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 5 条 1 省略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>第 5 条の 2～第 11 条 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>第 16 条の 2 第 4 条、第 5 条及び第 13 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>以下省略</p> <p>第 3 条関係</p> <p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 7 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号から第 9 号まで、第 11 号及び第 13 号、第 8 条、第 9 条、第 10 条の 2、第 13 条から第 15 条まで、第 16 条の 2 並びに第 18 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 17 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」とする。</p> <p>以下省略</p> <p>第 4 条関係</p> <p>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 5 条 1 省略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>第 5 条の 2～第 11 条 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>
--	--

<p>第 11 条の 2 第 4 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条に規定する週休日又は休日等に管理者が定める事務に勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に管理者が定める事務に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第 12 条～第 17 条 省略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 18 条 第 5 条及び第 14 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 11 条の 2 第 4 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条に規定する週休日又は休日等に管理者が定める事務に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第 12 条～第 17 条 省略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 18 条 第 5 条、<u>第 5 条の 3</u> 及び第 14 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>以下省略</p>
---	--

新

別表第1(第3条関係)

(給料表)

職員の 区分	職務の級 号給	(給料表)							
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			

旧

別表第1(第3条関係)

(給料表)

職員の 区分	職務の級 号給	(給料表)							
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,900	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,300	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	378,000	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	379,500	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	361,800	380,300	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	363,400	381,700	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	365,100	383,100	407,000	447,800	
	53	246,000	281,500						

62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第23条 1 省略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第7項までの規定の例による。</p> <p>以下省略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第23条 1 省略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例による。</p> <p>以下省略</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 8 条 省略 (改正後の一般職の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第 9 条 1～5 省略</p> <p>6 一般職の職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項から第 10 項まで並びに第 9 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第 10 条 省略 (改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第 11 条 1 省略</p> <p>2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条及び第 13 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第 12 条～第 15 条 省略 (改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第 16 条 1 省略</p> <p>2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条及び第 14 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>以下省略</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 8 条 省略 (改正後の一般職の職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第 9 条 1～5 省略</p> <p>6 一般職の職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項から第 9 項まで、第 9 条並びに第 10 条の 2 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第 10 条 省略 (改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第 11 条 1 省略</p> <p>2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条、第 5 条及び第 13 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第 12 条～第 15 条 省略 (改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第 16 条 1 省略</p> <p>2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 5 条の 3 及び第 14 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>以下省略</p>